

# 山口県報

平成28年  
1月29日  
(金曜日)

## 目 次

○告示  
県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等(森林整備課).....一

○公告  
契約の締結(防災危機管理課).....五  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課).....五  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(三件)(県民生活課).....六  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....六  
公共測量の実施(監理課).....一〇

## 山口県告示第十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号、以下「政令」という。)(第六百六十七条の十一第二項の規定により、平成二十八年度及び平成二十九年度において県が発注する森林整備工事(次の一に掲げるものをいう。以下同じ。)(の契約に係る指名競争入札(以下「競争入札」という。)(に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)(並びに当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)(の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

平成二十八年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 森林整備工事

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業のうち地ごしらえ、植栽、除伐、間伐及び保育に関する工事並びにこれらに類する工事

### 二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者で、県が発注する森林整備工事に請負対象設計額に応じ、三等級に区分して格付けされる資格を有するものとする。

1 次のいずれかに該当する者であること。

(1) 政令第六百六十七条の十一第一項の規定において準用する政令第六百六十七条の四の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号。以下「法」という。)(第五条第一項の規定による山口県知事の認定を受けた者

(2) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号)二の(一)の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札参加資格(土木一式工事又は造園工事に係るものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。)(を有する者。ただし、平成二十九年年度の建設工事等競争入札参加資格が認定された場合には、当該建設工事等競争入札参加資格によるものとする。

2 次のいずれかに該当する者(以下「技術職員」という。)(を常時雇用している者であること。

(1) 森林法第八十七条第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者(森林法の一部を改正する法律(平成十六年法律第二十号)による改正前の森林法第八十七条第五項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。)(

(2) 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第二条第一項に規定する技術士(森林部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)(

(3) 農林水産大臣から林業作業士(フォレストワーカー)、現場管理責任者(フォレストリーダー)又は統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)の登録を受けた者

(4) 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

(5) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、大学又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)(において林業に関する学科を修めて卒業した者であつて、当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ五年以上(同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、一年に六十日以上かつ三

年以上)の実務経験を有する者

(6) 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ十年以上の実務経験を有する者

3 常時五人以上の森林の施業に係る作業の経験を有する職員(技術職員を含む。以下「作業職員」という。)を雇用しており、かつ、当該作業職員のうち三人以上の作業職員が労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五十九条第三項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十六条第八号及び第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者であること。

4 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(二) 競争入札参加資格の格付は、作業職員の数を審査して行うものとする。

(三) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成三十年三月三十一日までの間とする。

三 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、平成二十八年二月五日以降随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(別記第一号様式。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 法人にあつては登記事項証明書(外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)、個人にあつては誓約書(別記第二号様式)

2 法第五条第一項の認定を受けた者にあつては改善計画認定書の写し、建設工事等競争入札参加資格を有する者にあつては建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 二の(一)の2及び3に掲げる要件に該当する者であることを証する書類

4 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

5 営業所の所在状況を記載した書類

6 署名を慣習とする外国法人又は外国人以外の人にあつては、印鑑証明書

7 暴力団排除に関する誓約書(別記第三号様式)

8 1から7までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(四) 申請書の作成に用いる言語等

1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条

に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成二十七年財務省告示第二十七号)に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

五 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届(別記第四号様式)に三の(三)に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添えて、知事に提出しなければならない。

(一) 住所

(二) 商号又は名称

(三) 代表者の氏名

(四) 建設工事等競争入札参加資格

(五) 営業所の名称及び所在地

(六) 使用印鑑

(七) 代理人

別記

第 1号様式

※受付番号	※登録番号
-------	-------

※ 受 付
-------

競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

郵 便 番 号

申 請 者

住 所  
住 宅 番 号 又 は 名 称  
代 表 者 氏 名

⑪

( 電 話 )

( フ ャ ク シ ミ リ 局 番 )

年度及び 年度において山口県が発注する森林整備工事に係る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

作 業 職 員 の 数	(A)	
	資 格 等 の 名 称	人 数
(A) の うち 技 術 職 員 の 数		人
(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数		人

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 署名を慣習とする外国人又は外国人にあっては、「申請者」欄への押印は要しないこと。

3 「(A)のうち技術職員の数」欄は、同一人が二以上の資格等を有する場合には、そのうちの主要一の資格等により記入すること。

4 「(A)のうち安全衛生教育を受けた者の数」欄は、労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者の数を記入することとする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 2号様式

誓 約 書

年 月 日

山 口 県 知 事 様

申 請 者 住 所

氏 名

⑪

私は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものいづれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑪

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準第16号から第22号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準抜粋

(暴力団排除)

16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係をもちながら、その組織の威力を背景として暴力団の不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。

17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。

18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。

19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。

22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第16号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所(常時、森林整備工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者」と、第16号中「有資格業者」とあるのは「申請者」と、第17号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第18号中「使用した」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第19号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
住所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑪

(電話) 局 番)  
(フアクシミリ) 局 番)

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変更事項	変更年月日	変更の内容	
		変更前	変更後

注 署名を慣習とする外国人又は外国人にあっては、「届出者」欄への押印は要しないこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



(二七) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十八年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総務部防災危機管理課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品等の名称及び数量

県庁舎等構内交換電話設備 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十七年十一月二十日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

扶桑電通株式会社 東京都中央区築地五丁目四番一八号

六 契約金額

四千七百五十八万九千二百二十円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年二月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 げんき嘉年

代表者の氏名 井上浩一郎

三 定款に記載された目的

山口市阿東地域の住民に対して、再生可能エネルギーを利用した地域づくりや生活

支援の事業を行い、中山間地域の振興に資すること。

(二九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年二月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 国際ボランティアIMAYA

代表者の氏名 岩本 功

主たる事務所の所在地 周南市桜木一丁目三番四八号

三 定款に記載された目的

新興国の医療、福祉及び保健の向上を目指し、それぞれの分野における人材育成等を含む支援を行うこと。



(三〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
 変更後の定款は、平成二十八年二月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十七年十二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人宇部総合型地域スポーツクラブ

代表者の氏名 山本 正三

主たる事務所の所在地 宇部市新天町二丁目一番三号

(三一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年三月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人クロスロード

代表者の氏名 山根 律子

主たる事務所の所在地 山口市朝田二〇九一番地の一

(三二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年三月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人森林の里

代表者の氏名 吉田 正勝

主たる事務所の所在地 光市大字岩田一〇四二番地の二二

(三三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年一月二十九日から同年五月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク琴芝店

所在地 宇部市西琴芝二丁目九一〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変	更	前	変	更	後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社山口フジカラー	—
株式会社スイートガーデン	—	—

四 届出年月日  
平成二十八年一月二十日  
五 変更年月日  
平成二十一年四月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク琴芝店  
所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社プラスワン西日本
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	光市虹ヶ丘五丁目一番一〇号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	中村 秀明

四 届出年月日  
平成二十八年一月二十日  
五 変更年月日  
平成二十三年八月四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク琴芝店  
所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称	住	所	代表者の氏名
株式会社丸久	防府市大字江泊一九三六	—	田中 康男

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	有限会社メガネのタケシゲ

四 届出年月日  
平成二十八年一月二十日  
五 変更年月日  
平成二十四年二月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク琴芝店  
所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社アーバンフェロー
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	シツプ 広島市中区富士見町八番七号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	青木 真也

四 届出年月日  
平成二十八年一月二十日  
五 変更年月日  
平成二十四年十二月五日

<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 アルク琴芝店 所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇</p> <p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 代表者の氏名 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男</p> <p>三 変更に係る事項の概要</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 アルク琴芝店 所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇</p> <p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 代表者の氏名 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男</p> <p>三 変更に係る事項の概要</p>	<p>四 届出年月日 平成二十八年一月二十日 変更年月日 平成二十四年十二月十四日</p>	<p>四 届出年月日 平成二十八年一月二十日</p>
---	---	---	--------------------------------

<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 丸久厚狭店 所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一</p> <p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 代表者の氏名 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男</p> <p>三 変更に係る事項の概要</p>	<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 アルク琴芝店 所在地 宇部市西琴芝一丁目九一〇</p> <p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 住 所 代表者の氏名 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男</p> <p>三 変更に係る事項の概要</p>	<p>四 届出年月日 平成二十八年一月二十日 変更年月日 平成二十五年十一月一日</p>	<p>四 届出年月日 平成二十八年一月二十日</p>
---	---	--	--------------------------------

(三三) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成二十八年一月二十九日から同年五月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。  
平成二十八年一月二十九日  
山口県知事 村岡 嗣政



二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 田中 康男  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	有限会社原田化粧品店
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	山陽小野田市大字厚狭二五一の一一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	原田 興治

四 届出年月日  
 平成二十八年一月二十日  
 五 変更年月日  
 平成二十二年四月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 丸久厚狭店  
 所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 田中 康男  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社キャンドウ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	東京都新宿区新宿二丁目二番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	城戸 一弥

四 届出年月日  
 平成二十八年一月二十日

五 変更年月日  
 平成二十六年十二月十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク小野田店  
 所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 田中 康男  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社山口フジカラ	—

四 届出年月日  
 平成二十八年一月二十日  
 五 変更年月日  
 平成十九年一月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク小野田店  
 所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社丸久 住 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 田中 康男  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社東武住販	—

四 届出年月日  
 平成二十八年一月二十日

五 変更年月日  
平成二十五年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

変 更 前

変 更 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社スイートガーデン

四 届出年月日

平成二十八年一月二十日

五 変更年月日

平成二十七年一月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

変 更 前

変 更 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社不二家

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

東京都文京区大塚二丁目一五番六号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

櫻井 康文

四 届出年月日

平成二十八年一月二十日

五 変更年月日

平成二十七年二月一日

(三五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十八年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

山口市徳地三谷

三 作業の期間

平成二十八年一月二十二日から同年二月二十二日まで

平成二十八年一月二十九日印刷

発行人 山口県知事